

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

南三陸町長 様

犯罪被害者等支援金給付申請書兼請求書

犯罪被害者等支援金の給付について、次のとおり関係書類を添えて申請し、その支払を請求します。

なお、犯罪被害者等支援金の給付の決定等に当たり、町が警察その他の関係機関に対し必要な確認等を実施することに同意します。

申 請 者	住 所	
	氏 名	
	犯罪行為により害を被った方との続柄	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 同一生計者（子・養父母・実父母・孫・祖父母・兄弟姉妹）

1 遺族支援金の申請・死体検案費用支援金の申請

犯罪行為により死亡した方の住所（当該犯罪行為が行われた時点の住所）	南三陸町
犯 罪 行 為 に よ り 死 亡 し た 方 の 氏 名	
死 亡 年 月 日	
犯罪行為が行われた日時	
犯罪行為が行われた場所	
この申請前における傷病支援金の給付の有無	☐ 有（ 年 月 日支払） ☐ 無
死 体 検 案 費 用 支 援 金 の 申 請	☐ 申請する ☐ 申請しない（死体検案なし）

2 傷病支援金の申請

犯罪行為により傷病の被害を受けた方の住所（当該犯罪行為が行われた時点の住所）	南三陸町
犯罪行為により傷病の被害を受けた方の氏名	
犯罪行為が行われた日時	
犯罪行為が行われた場所	
取 扱 警 察 署 及 び 被 害 の 届 出	警察署 年 月 日に被害届を提出

3 法律相談等支援金の申請

法 律 相 談 等 支 援 金 の 申 請	☐ 申請する ☐ 申請しない
--------------------------	--

4 支払（振込）先として指定する口座（※申請者本人名義の口座に限ります。）

金 融 機 関 名	
支 店 等	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 カ ナ	

5 添付書類

（１） 遺族支援金（及び死体検案費用支援金）の申請

- ア 犯罪行為により死亡した者の死亡診断書の写し又は死体検案書の写し
- イ 犯罪行為により死亡した者に係る戸籍の抄本又は謄本及び除かれた住民票の写し
- ウ 遺族支援金の給付を受けようとする者の住民票の写し

エ 犯罪行為により死亡した者と遺族支援金の給付を受けようとする者の続柄を確認できる戸籍の謄本又は抄本（イの戸籍の抄本又は謄本で確認できる場合及びオの書類を提出する場合を除く。）

オ 婚姻の届出をしていないが、犯罪行為により死亡した者と遺族支援金の給付を受けようとする者が事実上婚姻関係と同様の事情にあったことを証するに足る書類（当該事情に該当する配偶者による申請である場合に限る。）

カ 犯罪行為により死亡した者の収入によって生計を維持していた事実を証するに足る書類（配偶者以外の遺族による申請である場合に限る。）

キ 遺族支援金の給付を受けようとする者が遺族の代表者であることを証するに足る書類（配偶者以外の遺族による申請である場合に限る。）

（２） 傷病支援金の申請

ア 犯罪行為により傷病の被害を受けた日、療養に要する期間（１月以上に限る。）及び傷病の状態に関する医師の診断書の写し

イ 犯罪行為により傷病の被害を受けた者に係る住民票の写し

ウ 犯罪行為により傷病の被害を受けた者本人による申請が困難であることを証するに足る書類（家族による申請である場合に限る。）

エ 傷病支援金の給付を受けようとする者の住民票の写し（家族による申請である場合に限る。）

オ 犯罪行為により傷病の被害を受けた者と傷病支援金の給付を受けようとする者の続柄を確認できる戸籍の謄本又は抄本（カの書類を提出する場合を除く。）

カ 婚姻の届出をしていないが、犯罪行為により傷病の被害を受けた者と傷病支援金の給付を受けようとする者が事実上婚姻関係と同様の事情にあったことを証するに足る書類（当該事情に該当する配偶者による申請である場合に限る。）

キ 犯罪行為により傷病の被害を受けた者の収入によって生計を維持していた事実を証するに足る書類（配偶者以外の家族による申請である場合に限る。）

ク 傷病支援金の給付を受けようとする者が家族の代表者であることを証するに足る書類（配偶者以外の家族による申請である場合に限る。）

（３） 法律相談等支援金の申請

ア 犯罪被害者等支援金給付可否決定通知書（遺族支援金又は傷病支援金の給付が決定されたものに限る。）の写し（法律相談等支援金のみの給付の申請である場合に限る。）

- イ 法律相談等支援金の給付を受けようとする者の住民票の写し
- ウ 犯罪行為により傷病の被害を受けた者本人による申請が困難であることを証するに足る書類（家族による申請である場合に限る。）
- エ 犯罪行為により死亡し、又は傷病の被害を受けた者と法律相談等支援金の給付を受けようとする者の続柄を確認できる戸籍の謄本又は抄本（オの書類を提出する場合を除く。）
- オ 婚姻の届出をしていないが、犯罪行為により死亡し、若しくは傷病の被害を受けた者と法律相談等支援金の給付を受けようとする者が事実上婚姻関係と同様の事情にあったことを証するに足る書類（当該事情に該当する配偶者による申請である場合に限る。）
- カ 犯罪行為により死亡し、又は傷病の被害を受けた者の収入によって生計を維持していた事実を証するに足る書類（配偶者以外の家族による申請である場合に限る。）
- キ 法律相談等支援金の給付を受けようとする者が家族の代表者であることを証するに足る書類（配偶者以外の家族による申請である場合に限る。）